

事務連絡  
令和3年2月

日本ショッピングセンター協会 御中

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

エレベーター利用円滑化キャンペーンの協力をお願い

平素より、国土交通行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

第201回国会においてバリアフリー法を改正し、国民の責務に、高齢者、障害者等がバリアフリー施設を円滑に利用するために必要となる配慮をするよう努める旨を追加するとともに、障害者用トイレ等の高齢者障害者等用施設等の利用について、施設設置管理者等に広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることとなりました（令和3年4月から施行）。その一環として、今般、エレベーターの利用について真に必要な方が優先的に使用できるよう、「エレベーター利用円滑化キャンペーン」を令和3年2月22日（月）から3月26日（金）の間実施させていただくこととなりました。

つきましては、ポスターデータを送付いたしますので、当該データをご活用いただき、当該キャンペーン期間中のポスターの掲出をお願いいたします。

なお、こうした状況を踏まえ、キャンペーン期間以降もなるべく長い期間、ポスターを掲出していただくなど広報啓発の取組強化に努めていただきますようご理解・ご協力をお願いいたします。

以上

国土交通省総合政策局

安心生活政策課 川口、渡辺

代表：03-5253-8111（内線 25-503、25-514）